

第 1 章 策定にあたって

1. 計画の位置付け

生涯学習基本構想・基本計画は、市民の一人ひとりの生涯学習を総合的に支援することを目的とし、その実現のための考え方や目標と基本的な方策を示すものです。

第二次生涯学習基本構想は、平成18年度から平成27年度までの10年間における生涯学習推進の基本的な考え方を示す「理念」、目指すべき「目標」、これを実現するための「方策」を示しています。

生涯学習基本計画は、基本構想で定めた目標の実現に向け、基本的な施策を体系化しています。

基本計画（後期計画）は、前期5年間で達成された成果を踏まえ、施策を見直しするとともに、新たに策定される川越市教育振興基本計画との整合を図り、生涯学習を更に推進するために策定します。

2. 基本構想の理念と目標

第二次生涯学習基本構想の理念は、「市民と協働して進める生涯学習」とされており、目標は二つあります。第一の目標は「新しい自分と出会い、人とつながりあう生涯学習の推進」、第二の目標は「協働による地域づくりの推進」としてあります。

3. 計画の期間

基本計画（後期計画）の期間は、平成23年度を初年度とし、第二次生涯学習基本構想の目標年度である平成27年度までの5年間とします。

4. 計画の名称

計画の名称は、「第二次生涯学習基本構想・基本計画（後期計画）」とします。

5. 本市の生涯学習をとりまく環境の変化

教育基本法と教育三法の改正

平成18年12月に、約60年ぶりに教育基本法が改正され、これからの教育のあるべき姿、目指すべき理念が明らかにされました。

教育基本法は、戦後の我が国の教育の基本を確立するために、昭和22年に施行されたもので、教育の基本理念、義務教育の無償、教育の機会均等などについて定められており、学校教育法や社会教育法などすべての教育法規の根本法となるものです。

その教育基本法の制定から半世紀以上が経ち、その間、教育水準が向上し、生活が豊かになる一方で、国民の間での自信の喪失やモラルの低下、青少年の犯罪の凶悪化、いじめ、不登校、中途退学・学級崩壊など、我が国の社会と教育は深刻な危機に直面しています。その原因の一つとして、家庭や地域社会の教育力の低下が指摘されています。一方、世界では、教育が国民の未来や国の行く末を左右する重要課題と認識され、各国において「国家戦略としての教育改革」が急速にすすめられています。

このような歴史的変動の時代を迎え、新しい教育を考える上で重要な時代の潮流は、①少子高齢化社会の進行と家族・地域の変容 ②高度情報化の進展と知識社会への移行 ③産業、就業構造の変貌 ④グローバル化の進展 ⑤科学技術の進歩と地球環境問題の深刻化 ⑥国民意識の変容 であるとしています。

このため、教育の根本にふれる改革が求められており、新しい時代の教育の基本理念を明確に示し、国民全体で「21世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成」を目指し、教育基本法の全面改正が進められました。

この改正では、従来は理念にとどまっていた生涯学習が法規定され、基本法第3条で、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」とされ、生涯学習の振興と生涯学習社会の実現がうたわれました。

生涯学習については、これまで生涯学習基本構想・基本計画の中でも説明を重ねてきましたが、個人が自発的意思に基づき、手段についても必要に応じ、可能な限り自己に適した手段及び方法を自ら選びながら行うものであるとされています。これらの学習が多種多様な形態で実現される環境を整備することが行政の役割であると説明をしてきました。生涯学習社会の実現について、教育基本法で示されたことにより、生涯学習行政がさらに推進されることが期待さ

れています。併せて、今回の教育基本法の改正では、従来明記されていなかった家庭教育、幼児期の教育、学校・家庭及び地域住民等の相互の連携協力が、条文で新設されています。

教育基本法の改正に伴い、社会総がかりで教育の再生を目指すために「学校教育法」、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」、「教育職員免許法及び教育公務員特例法」のいわゆる教育三法が平成20年4月に改正されました。

地方公共団体が処理する教育に関する事務については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において、教育委員会の職務権限で処理するものと地方公共団体の長が処理するものが列記されています。教育委員会は、教育における政治的中立性や継続性・安定性の確保、地域住民の意思の反映のため、全国すべての自治体に設置され、地方における教育行政の中心的な担い手として、その役割を發揮していくことが求められてきました。

今回の法改正では、教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実、教育における地方分権の推進と国の責任の規定が整備されました。その改正点の一つに、これまで教育委員会の職務権限とされてきた文化財を除く文化及び学校体育を除くスポーツに関する事務を地方公共団体の長の職務権限にできることになりました。この背景といたしましては、文化及びスポーツについては、まちづくり・地域づくりの観点から、市長が直接所管することで、他の行政分野との連携が容易になることや施策が重点的に取り組めるなどメリットが大きいと考えられ、まちづくりの推進、地方分権の推進という立場から教育委員会から市長部局に移管することが可能になりました。これにより教育に関する職務権限の柔軟性が確保できるようになりました。

行政組織の改正

平成22年4月に、本市ではこれまで教育委員会が所管していたスポーツ(学校体育を除く)や文化(文化財保護を除く)、生涯学習の支援に関する事務が市長部局に移管され、市長部局には文化スポーツ部が新設され、文化振興課とスポーツ振興課が設置されました。文化振興課は、これまでの生涯学習課や中央公民館が所管していた文化に関する事務と生涯学習の支援事務が移管されました。

これまで本市で実施してきた生涯学習関連事業は、主に公民館や図書館などで開催される講座、イベント事業や学校との連携事業など、社会教育事業でしたが、文化スポーツ部の新設により、国際交流関連事業、市民活動支援事業、文化施設に関連する事業などとの関係がさらに深まり、文化及び生涯学習に関連する事業やイベントの情報が広範囲に収集・共有でき、事業の広がりや市民との協働などがさらに進展する可能性があります。

6. 市民の意識

生涯学習に係る市民意識調査

生涯学習に係る市民意識調査は、市民3000人を対象に平成4年度から4年ごとに実施し、最近の調査は平成20年度に実施いたしました。

この調査では、本市の最近の生涯学習についての考察を加えています。これによりますと、生涯学習への関心について、回収率でみると、回収率は20歳代が31.9%、30歳代が45.5%、40歳代が49.1%、50歳代が55.3%、60歳代が66.5%と年齢が上がるにつれて回収率が高くなります。この結果から見ると、少なくとも20歳代よりも60歳代が生涯学習への関心が高いようにも思えます。しかし、特にこのようなアンケート調査は、年齢が高くなるほど回収率が上がる傾向にありますので、他の質問事項との関連でこのことを証明する必要がありますが、問1「生涯学習という言葉聞いたことがあるか」の設問についても同様な傾向を示しており、20歳代で「ある」と答えた市民が77.8%、60歳代で81.0%との結果になっていますので、年齢が高くなるほど生涯学習への関心は高くなるものと考えられます。

次に性別による差については、男性の回収率が43.1%、女性の回収率が60.5%であり、生涯学習の関心については女性の方が17ポイント以上高いと思われませんが、問1の質問では「ある」と答えた男性が81.1%、女性が80.5%で性別による差はないように思えます。

市民のあらゆる年齢層が生涯学習を推進するためには、生涯学習の必要性や楽しさを伝える広報活動の充実が重要であるということが指摘されてきました。特に若い世代への啓発や広報の充実がより必要であると調査結果は示しています。

市民満足度調査

本市では、平成20年7月に施策に対する市民の重要度・満足度を把握するため、市民満足度調査を実施しました。調査では第三次川越市総合計画前期基本計画に位置付けられた59施策について、市民がどのくらい重要と考えているか、また満足しているかを調査しています。

生涯学習に関係が深い施策としては「生涯学習環境の整備・充実」、「生涯にわたる学習活動の推進」、「豊かな人間性をはぐくむ教育の推進」、「教育環境の整備・充実」、「芸術文化活動の充実」、「文化財の保存・活用」、「多文化共生と国際交流・協力の推進」、「生涯スポーツの推進」がありますが、結果については※資料の分布図をご覧ください。

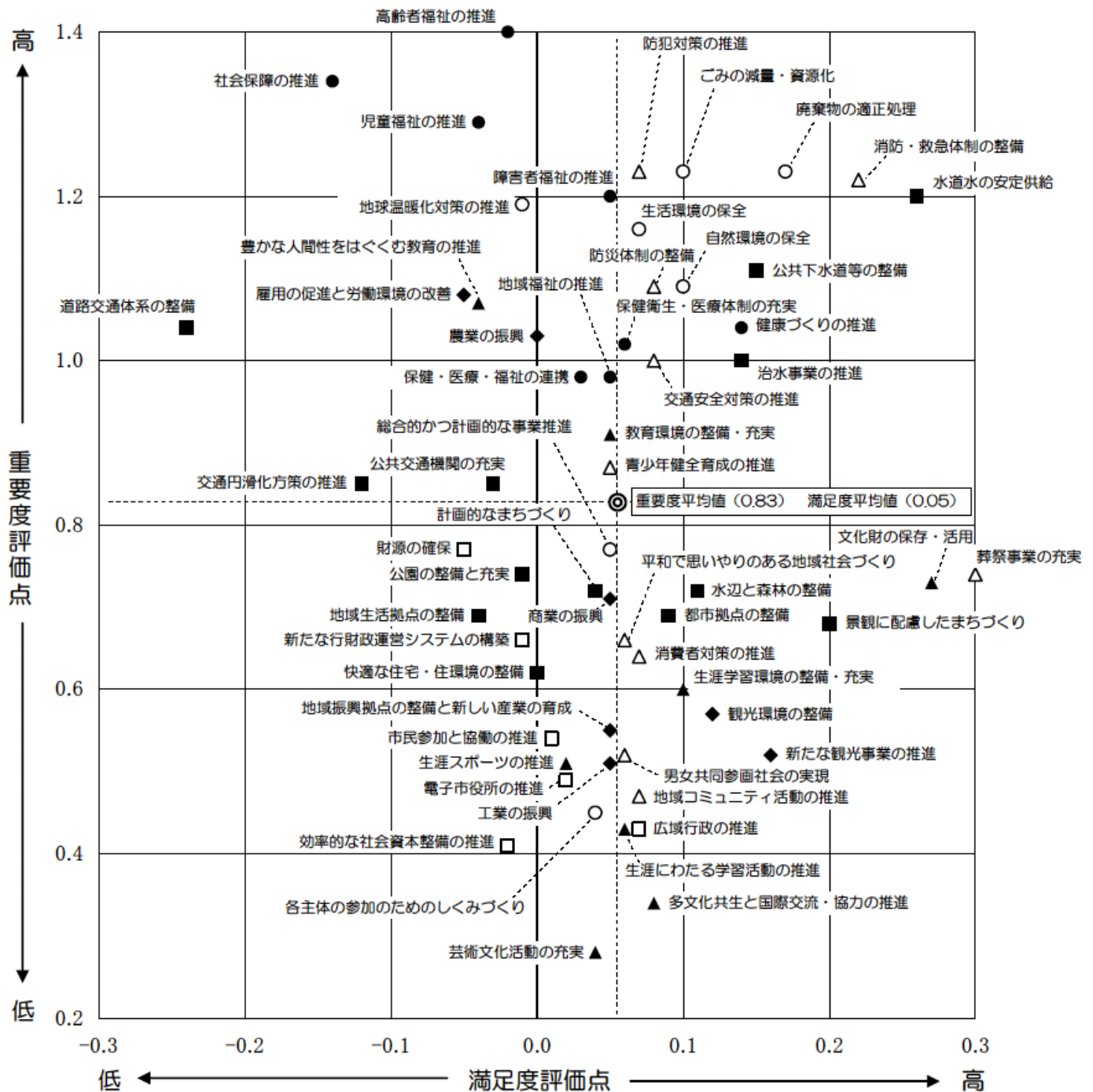
生涯学習の施策の「生涯学習環境の整備・充実」、「生涯にわたる学習活動の

推進」については、満足度評価は平均値を上回るが重要度、評価点が低い状況にあります。

今後、生涯学習の諸施策を更に推進することにより、重要度評価点を高めていきたいと思えます。

◎「施策の重要度」と「現在の満足度」の評価分布図

重要度と満足度の比較をわかりやすくするために、重要度評価と満足度評価を相関させた分布図を作成しました。



- | | | | |
|------------------|-----------------|-----------------|--------|
| ● 【1章】保健・医療・福祉 | ■ 【3章】都市基盤・生活基盤 | ○ 【5章】環境 | □ 【共通】 |
| ▲ 【2章】教育・文化・スポーツ | ◆ 【4章】産業・観光 | △ 【6章】地域社会と市民生活 | |

※市民満足度調査（平成20年7月実施）より

7. 生涯学習を推進するための8つの施策

生涯学習基本計画（後期計画）では、生涯学習基本構想の理念と目標を実現するために前期計画に引き続き次の8つの方策を推進いたします。

1. 生涯学習を推進する体制の充実
2. 学習情報のネットワーク化と学習相談体制の整備・充実
3. 生涯学習を推進する拠点施設の整備
4. ライフステージに応じた学習機会の充実
5. 社会の変化に応じた学習機会の充実
6. 多様な人材の養成と活用のネットワーク化の推進
7. 地域の教育力の向上
8. 高等教育機関との連携

基本構想

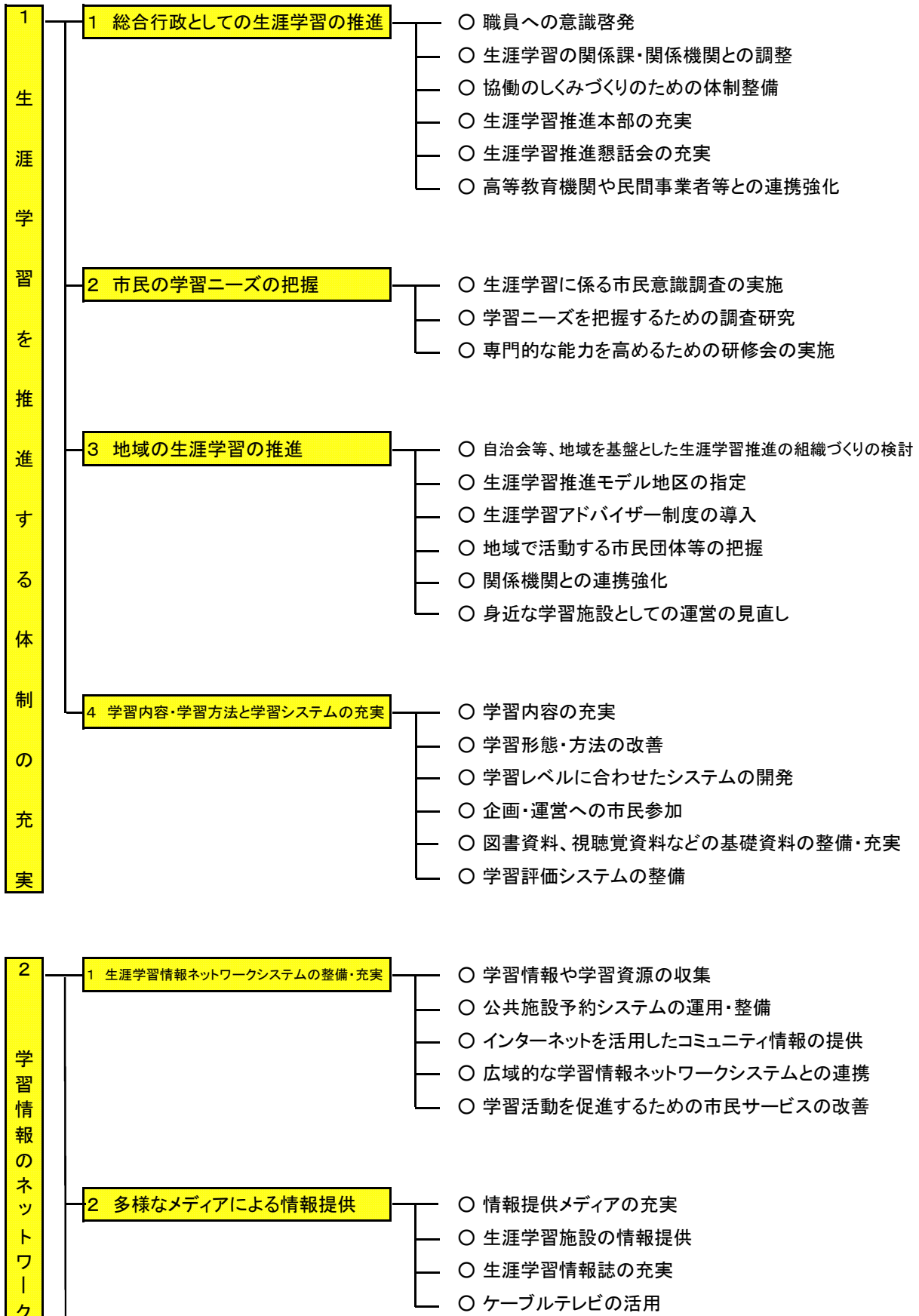
基本構想では、生涯学習社会の実現に向けての課題を明らかにし、「新しい自分と出会い、人とつながりあう生涯学習の推進」、「協働による地域づくりの推進」という2つの目標を掲げ、川越市の生涯学習推進の方向性を示しています。

基本計画

基本計画では、基本構想に掲げた目標の具現化を推進するための方策を掲げています。



9. 施策の体系



化と学習相談体制の整備・充実

- 3 ライフステージに応じた情報提供
 - 青少年への情報提供
 - 成人への情報提供
 - 高齢者への情報提供
 - 障害のある人への情報提供
- 4 学習相談体制の整備・充実
 - 学習相談体制の整備・充実
 - 個人学習を支援するための参考図書の整備・充実
 - 生涯学習情報ネットワークシステムとの連携

3 生涯学習

- 1 生涯学習施設のネットワーク化の推進
 - 生涯学習関連施設の相互利用と情報交換の推進
 - 民間施設との情報交流
- 2 人にやさしい施設づくり
 - 施設利用を促進するための環境の整備
 - 環境にやさしい施設づくり
 - 人にやさしい施設づくり
 - 公共施設の緑化の推進
- 3 生涯学習を推進する中心施設の整備
 - 生涯学習センター設置の推進
- 4 生涯学習センターの機能の研究
 - 生涯学習センター機能の研究
 - 類似施設の調査・研究
- 5 公民館の整備・充実
 - 公民館の設置
 - 既存公民館の整備・充実
- 6 図書館サービス網の整備・充実
 - 図書館分館とのネットワーク化の推進
 - 障害のある人や高齢者へのサービスの充実
 - 広域的なネットワークの構築
 - 大学等の図書館との連携・協力の推進

を
推
進
す
る
拠
点

7 博物館の整備・充実

- 常設展示の見直し
- 収蔵機能の充実
- 博物館機能の充実
- 情報提供機能の充実
- 関係機関、施設との連携

8 美術館の整備・充実

- 芸術文化活動の充実
- 啓発活動の推進
- 美術品の収集
- 川越の美術に関する調査

9 集会所の整備・充実

- 集会所の運営管理の充実
- 施設の整備・充実

10 青少年施設の整備・充実

- 児童館、児童遊園の整備・充実
- 青少年施設の整備・充実

11 文化施設の整備・充実

- 既存の文化施設の整備・充実
- 地域振興ふれあい拠点施設の整備

12 市民活動支援施設の整備・充実

- 地域振興ふれあい拠点施設の整備
- コミュニティー施設の整備・充実
- 活動拠点の整備・充実

13 スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実

- 地域スポーツの拠点づくりの推進
- 既存施設の整備・充実
- 学校体育施設の開放
- 施設利用の効率化
- 施設設置におけるレクリエーション支援機能の導入
- 日常的な運動のできる施設等の整備
- 温水利用型健康運動施設を核としたなぐわし公園の整備

14 高齢者の生きがい増進のための施設の整備・充実

- 既存施設の整備・充実
- 生きがいづくり・ふれあい交流の拠点整備

施設整備

15 健康増進のための施設の整備・充実

- 総合保健センターの整備・充実
- 健康づくりを支援する機能の充実
- 既設公園への健康運動施設等の設置

16 女性の活動拠点の整備・充実

- 男女共同参画推進施設の整備・充実
- 学習活動支援機能の充実

17 公園等の整備・充実

- 自然環境を活用した公園の整備
- 歴史的遺産を活用した公園整備
- 雑木林等の保全と活用
- 安全で魅力のある公園整備

18 学校施設・余裕教室の活用

- 余裕教室の活用の推進
- 学校施設の利用計画の調査研究

19 民間施設の活用

- 民間学習施設等の把握と情報提供
- 公共施設と民間施設との連携の模索
- 地域全体の施設の活用システムづくり
- 自治会集会所の活用

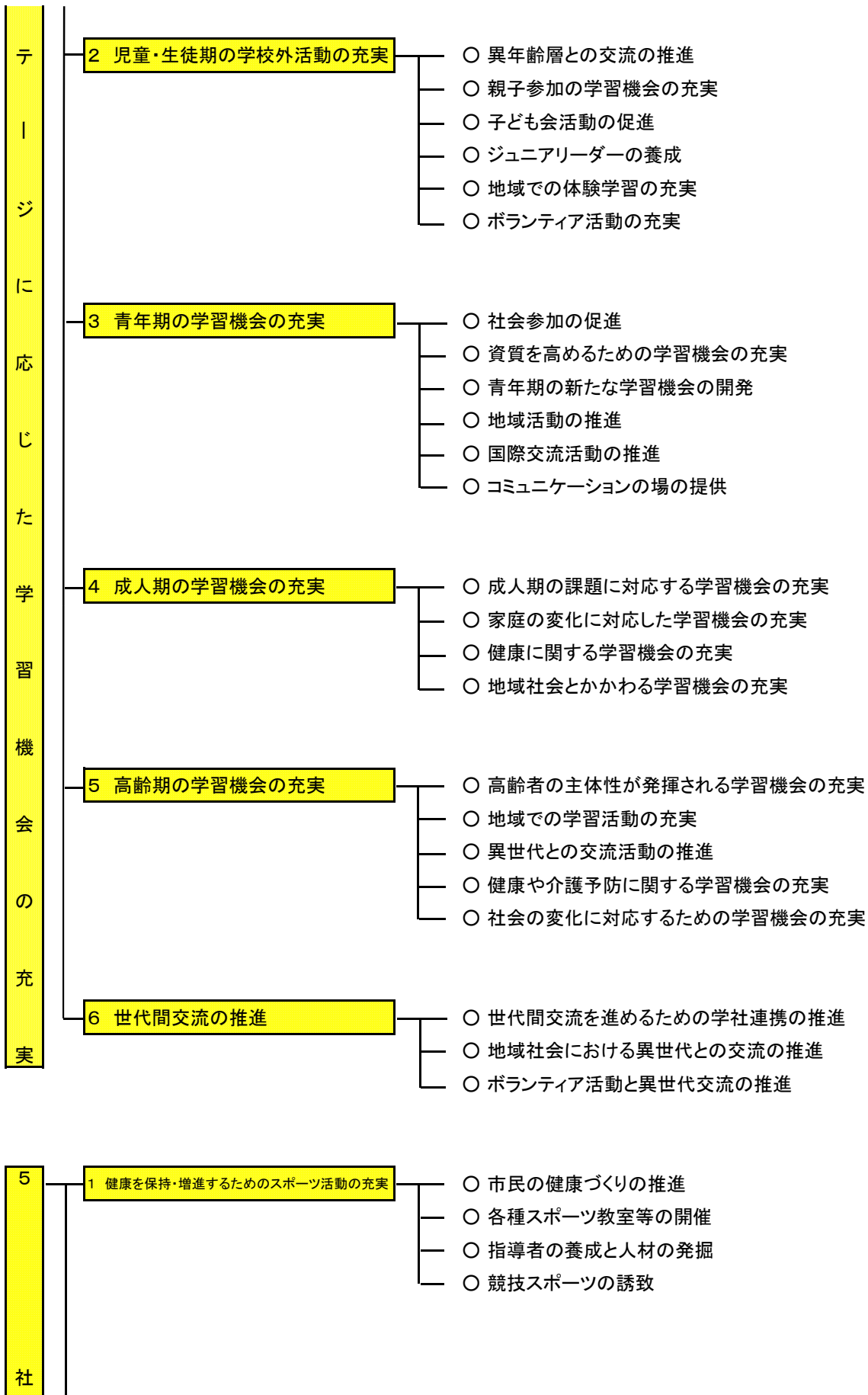
20 利用方法と運営の体系化

- 施設の利用状況の把握と情報提供
- 施設の利用手続きの共通化・一元化
- 利用しやすい施設の運営管理

4 ライフス

1 子育ての学習機会の充実

- 子育てに関する学習機会の充実
- 親子で参加できる学習機会の充実
- 子育てへの父親の参加促進
- 幼稚園・保育園・小学校等の連携
- 講演会等の開催と子育て環境づくりの推進



会
の
変
化
に
応
じ

- 2 健康を保持・増進するための学習機会の充実
 - 健康教育、健康相談の推進
 - 高齢者教養講座等の充実
 - 食育・健康づくりに関する学習機会の充実
 - メンタルヘルス事業の推進
 - 学校給食における食生活指導の推進

- 3 自然との共生感をはぐくむための学習機会の充実
 - 人と自然環境の共生を図るための情報の提供
 - 環境教育の充実
 - 市民による身近な環境調査の充実
 - 子どもの自主的な活動への支援
 - 環境に関する学習機会の充実
 - 農業体験学習の充実

- 4 国際人を養成するための学習機会の充実
 - 国際理解教育と国際交流事業の推進
 - 海外の自治体との国際協力の推進
 - 外国籍市民の行政への参加機会の提供
 - 外国籍市民への学習機会・生活情報の提供
 - 国際交流ボランティアの育成
 - 国際交流と異文化理解講座の充実
 - 姉妹都市や外国に関する資料の充実

- 5 情報活用能力を高めるための学習機会の充実
 - 市民向けパソコン講座の充実

- 6 ノーマライゼーションの実現に向けての学習機会の充実
 - ノーマライゼーションを理解するための啓発と交流機会の提供
 - 学校教育におけるボランティア・福祉教育の充実
 - ボランティア組織の育成とネットワーク化
 - 障害のある人の社会参加の促進
 - だれもが暮らしやすいまちづくりに向けた学習機会の充実

- 7 人権教育の充実と人権意識を高めるための学習機会の充実
 - 生涯学習における人権教育の充実
 - 人権と平和の尊さを理解するための学習機会の充実
 - 市民に対する人権・同和教育の推進と啓発の充実
 - 指導者の養成と指導体制の充実
 - 自主的な学習活動の充実及び交流の推進

た
学
習
機
会
の
充

8 少子化社会に対応するための学習機会の充実

- 地域等の子育て支援体制の整備・充実
- 次世代への啓発や学習機会の充実
- 子育てに関する意識改革、啓発の充実

9 男女共同参画社会の実現に向けての学習機会の充実

- 女性の自立を支援するための各種講座等の開催
- 家庭における男女共同参画の啓発
- 男女共同参画の視点に立った学校教育
- 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進

10 家庭の教育機能を高めるための学習機会の充実

- 子育てに関する情報と学習機会の提供
- 異年齢や世代間交流の推進
- 親子向け事業の推進
- PTA家庭教育学級の充実
- 保育ボランティアの養成

11 賢い消費者としての資質を身に付けるための学習機会の充実

- 賢い消費生活のための教育の充実
- 生活情報センターの整備・充実
- 環境にやさしい消費生活の推進
- 消費に関する相談体制の強化・充実
- 消費者グループの育成・支援

12 歴史文化の継承

- 文化伝承の機会の充実

13 芸術文化活動の機会の充実

- 芸術文化に関する学習機会の充実
- 多様な発表の場の提供
- 芸術鑑賞の機会の提供
- 芸術文化の振興と質的向上

14 ふるさと学習の充実

- ふるさと学習の充実
- ふるさと情報の収集と提供

実

15 安全安心なまちを実現するための学習機会の充実

- 防犯意識高揚のための啓発
- 家庭・地域における青少年健全育成の推進
- 児童生徒の発達段階に応じた防犯教育の充実
- 規範意識の向上のための学習機会の充実
- 自主的な防犯活動の促進

6 多様な人材の養成と活用のネットワーク化の推進

1 指導者・ボランティアの人材バンクの設置

- 人材バンクの設置
- 人材の発掘
- 人材バンクのPR
- 相談システムの整備

2 学習ボランティアの養成と活動の場の確保

- ボランティアの活動の情報の収集と提供
- ボランティアの養成と活用
- ボランティア対象の研修会の実施
- 市民講座の開催

3 市職員・教育職員の派遣制度の整備

- 市職員・教育職員の派遣制度の整備
- 市職員派遣制度のPR
- 教育職員の協力体制の整備

4 社会教育施設の職員研修の充実

- 職員研修の充実
- 専門的な研修会への職員の派遣

7 地域の教育力の向上

1 家庭、学校、地域社会の連携の推進

- 子どもサポート委員会の活動の支援
- 庁内検討組織の充実
- 地域ぐるみ教育のためのネットワークの整備

2 教育機関における地域人材の活用

- 地域人材の積極的な活用
- 地域における学校支援

3 地域の教育資源の活用

- 地域の教育資源を生かした学習機会の提供と充実
- 地域の施設の相互利用
- 地域の行事等への参加促進

